

高齢者虐待とは どんなことをいうのでしょうか？

虐待は、たたいたり食事を与えないなど目に見えるものだけではありません。高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。高齢者虐待防止法では、高齢者に対して行われる養護者や養介護施設従事者等による次の行為を高齢者虐待と位置づけています。

身体的虐待

- たたく、ける、つねる
- ベッド・車いすから落ちないようにとくくりつける
- 外出を制限し外部と接触させない



介護・世話の放棄・放任

- 食事を十分に与えない
- 室内が寒すぎたり暑すぎる
- ゴミの放置など室内環境が悪い
- 必要な医療・介護サービスを受けさせない

心理的虐待

- 怒鳴りつける
- 悪口をいう
- 意図的に無視をする
- 子ども扱いにする



性的虐待

- 本人のいやがる性的行為
- 失禁したバツに、下半身を裸で放置する

経済的虐待

- 本人の了承なしに年金を使う
- 本人の了承なしに土地を処分する
- 日常生活やサービス利用に必要なお金を使わせない



●●● 地域で高齢者と介護者を支えましょう ●●●

身近な人や、地域の人々の小さな変化に気づいてください。あなたのちょっとした気づきが高齢者と介護者を救うきっかけになります。

- 高齢者、介護者へのあいさつ、声かけをしましょう
- 家族介護者の心労を理解し、日ごろの悩みを聞きましょう
- 介護している家族へのねぎらいの言葉をかけましょう
- 行事や集まりなどへ気軽に誘いましょう
- 虐待を疑う小さな気づきでも関係窓口に相談しましょう



ひとりで悩まないで！

あなたもネットワークの一員です

高齢者虐待防止ネットワーク会議が設置されました

高齢者が家族、親族などから暴力を受けるなどの「高齢者虐待」は、大きな社会問題となっています。高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、高齢者の養護者を支援し、その負担の軽減を図るため、平成18年4月1日より「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されました。

町では、行政・介護サービス等の関係機関・地域団体が協力して高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び家族等に支援を行うため、「津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を12月14日設置しました。

このネットワーク会議では、虐待を未然に防ぐシステムづくりを進め、個別の虐待ケースに対応していきます。町民の皆さんもこのネットワークの一員です。虐待の防止・早期発見のために、自分たちの地域で気になることがありましたら、下記の相談窓口にお気軽にご相談ください。



12月14日に設立された高齢者虐待防止ネットワーク会議

津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議の構成団体

津別町社会福祉協議会・津別町民生委員児童委員協議会・津別町老人クラブ連合会・津別町自治会連合会
津別病院・社会福祉協議会居宅介護事業所・津別町特別養護老人ホーム・津別町デイサービスセンター・
津別町地域包括支援センター・津別町居宅介護支援事業所・グループホームほのぼの・ケアハウスつべつ
釧路地方法務局北見支局・人権擁護委員・美幌警察署・津別消防署・北見保健所・津別町



皆さんのまわりで「虐待かな!？」と思うことや
お困りのことはありませんか。どんな小さなことでも
ひとりで悩まず下記相談窓口へご相談ください。

【相談窓口】津別町地域包括支援センター（役場内）

電話 76-2158（直通）

北海道高齢者総合相談・虐待防止センター（札幌市）

電話 011-251-6156